

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

防衛庁長官官房情報通信課

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり  
意見を提出します。

防衛庁では、電波が有限希少な国民共有の資源であり、貴重な電波資源を極力有効に利用すべきことを十分に認識しており、また電波のひっ迫状況が極めて深刻化している中で、電波再配分および電波有効利用のための多くの施策が実施されていることについて理解し、現に国の方針に従いナロー化や周波数移行等を防衛に支障のない範囲で実施しているところである。

しかしながら今回の報告書（案）では、経済的モデルを導入し、徴収範囲を拡大して電波利用者から新たに「使用料」を徴収することが提案されているが、当庁としては、今般の電波利用料の見直しに関して下記のような問題・課題があると考えている。

## 記

### 1 国防など公共性の極めて高い無線についての電波利用料は、現行どおり減免すべきである。

報告書（案）では、国等の電波利用料減免措置に関し存続・撤廃の両論が述べられているが（83・84頁）、以下の理由から、公共性の極めて高い無線については減免措置を存続すべきであると考ええる。

### ア 国防や治安維持などについて経済的モデルを当てはめることは、安全保障や秩序維持へ重大な影響を与えるおそれがあり、不適當である。

報告書（案）によれば、使用料の賦課によって経済的モデルが働き、自発的退出の促進や優れた技術やサービスを有する者の新規参入の促進ができるとされている（34頁）。

このような考え方は一般論として理解できるものであるが、他方で、国防や治安維持など国家の根幹かつ基本的な機能については、国のほかに代替手段がなく、かつ他との競争によって効率性を追求する経済活動とは全く別の次元のサービスであることから、一律に経済的効率性の考え方を持ち込むことは適當ではないと考える。

特に、国の安全保障に直接貢献している防衛用無線局は、有事等への迅速な対応が常に求められている。仮に、経済的効率性を追求した結果として、ひとたび周波数移行を行って有事の際に必要な周波数の使用が困難となることになれば、国家の安全にとってとりかえしのつかない事態をまねくおそれがある。

このように、少なくとも国防など国家が行う非代替的なサービスに関して経済的モデルを一律に当てはめることは不相当と考えられることから、国等の無線局の扱いについては、かかるサービスの性格に応じて慎重に議論すべきと考える。

#### イ 国から国への徴収によるムダなコストは避けるべきである。

国が支払うべきの電波利用料は、国の会計内でコストレスで相殺されている（83頁）ことを考慮すれば、新たに徴収事務等のコストを生じさせてまで国から実際に徴収することは適当ではないと考える。

なお、公物占用料の例として報告書（案）に挙げられている「道路占用料」でも国の一般会計事業からは占用料を徴収できないとされているほか、「港湾占用料」「海岸占用料」なども国は徴収対象となっていない。

#### ウ 有限希少な国民共有の資源は電波のみでないことから、国有財産の適正利用を含めて多角的に検討すべき。

報告書（案）においては、有限希少な国民共有の資源として電波をとらえ、それを極力有効利用する必要性が述べられている（1頁）。

しかしながら、有限希少な国民共有の資源は電波のみでなく、例えば、税金で整備された国の無線設備も貴重な国民共通の財産であることから極力有効利用することが求められている。例えば、国が新たな無線設備を導入する場合には、国損とならぬよう現用設備の減価償却を踏まえた慎重な検討が求められる。

このように、国民共有の資源は電波のみではないことから、その有効利用に関しては、国有財産の適正利用も含めて多角的に検討した上で結論を出すことが適当であると考えられる。

## 2 国への補償金支給を追認する必要があるなど制度が複雑化する。

電波利用料から支払われる電波再配分経費については、一般の免許人は補償されるが、国には一切補償されていない。今般、収入において国を一般と同等に扱うのであれば、補償金においても一般と同等に電波利用料による補償を追認することが公平性を図る上では妥当という考え方になる。

しかしながら、このような措置は、国から国への支出を伴うことから制度の複雑化をまねくばかりか、国を適用除外としている電波法の他の補償制度との整合性も問題となることから、収入支出とも国を一般と同等に扱うことは必ずしも適当ではないと考える。

3 電波利用料制度の見直しにあたっては、現行事務の効率化努力を図った上で、研究開発などへの用途拡大や徴収範囲の拡大等について検討することが適当である。

一般的に事業の見直しが検討される場合には、コスト削減などの現行事業の効率化努力が図られ、なお財源不足の場合に徴収範囲の拡大を検討するという手順がとられるものと考えられる。

しかしながら、電波利用料制度に関しては、「新たな用途の拡充を図る一方で、現行の電波利用共益事務のあり方を見直して効率化努力を行う（72 頁）」と事務効率化の必要性は提言されているが、具体的な効率化の検討がなされていない。

したがって、電波利用料制度の見直しにあたっては、現行事務の効率化を具体的に検討した上で、用途拡大等を検討することが適当と考えられ、特に徴収範囲の拡大については、事務効率化の結果を基に検討することが適当であるとする。

以上